

豊見城市
集中改革プラン
(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月

沖縄県豊見城市

目 次

I 計画策定の基本方針	1
II 財政状況及び財政収支見通し	1
III 基本方針の推進	4
1. 実感できるサービス満足度の向上 (窓口サービスの充実)	4
2. 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善 (人材育成基本方針の策定) (定員管理の適正化) (給与の適正化) (定員・給与等の状況の公表)	4
3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営 (経費節減等の財政効果) (民間委託化推進計画の策定) (電子自治体推進計画の策定) (行政評価システムの導入) (公共事業評価システムの導入)	5
4. 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり (協働のまちづくり推進基本計画の策定) (情報開示の推進) (市役所ホームページの内容拡充) (電子意見箱の設置) (美化ボランティア制度の導入) (議会ホームページの充実)	6
5. 職員一人ひとりの主体的な参加と行動 (気楽にぼらんていあ運動の継続実施)	6
6. 公営企業の経営健全化 (水道事業中期経営計画の策定)	6

IV 実施計画

豊見城市集中改革プラン

I 計画策定の基本方針

本市は、「市民と行政の新たな関係の構築と変動する時代環境に適切に対応しうる行政システムへの転換」を目標に平成16年4月に第三次豊見城市行政改革「しせい改革アクションプラン」を策定しました。平成16年度から平成18年度までを実施期間とし、平成16年度・17年度の2年間で退職者31名の不補充、職員給与等の見直しにより4億5千2百万円の削減効果を上げる等、積極的に行政改革に取り組んでいるところであります。

しかし、平成18年度の予算編成に於いても4億円余の財源不足が生じ、基金を取り崩して不足分を補っている状況であり、平成19年度～21年度までの財政収支見通しでも19億6千万円程度の財源不足が予想されております。今後予想される少子高齢化の進行、社会構造の質的变化を背景とする価値観の多様化等、高度化する住民ニーズに応えるためにも更なる行政改革を進める必要があります。

本プランは、総務省が平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受けて、第三次豊見城市行政改革「しせい改革アクションプラン」で定める基本方針を踏襲することとします。実施期間を平成17年度から平成21年度までとし、集中的な改革項目の選定を行い実施計画を策定します。

具体的な取組項目の実施にあたっては、定めた数値目標等を計画期間内に達成できるように職員一丸となって改革に取組み、質の高いサービスの提供と簡素で効率的な行財政運営の推進を目指します。

また、本プランの取組状況については、市のホームページ等を通じて市民にできる限り分かりやすい形で公表していきます。

II 財政状況及び財政見通し

本市は、平成14年度の市制施行以降も順調に人口増加が続き、今後とも宜保地区及び豊崎地区等の開発により更に人口増加が予想され、平成22年度には人口6万人を想定しております。歳入面では、平成18年度に予定されている税制改正等により市税の一定の増収が期待できるものの、歳出面では人口増に伴う生活保護費や児童福祉費等の扶助費の増額や市道整備、長嶺・豊見城小学校幼稚園の建て替え、豊見城団地住宅改良事業等のインフラ整備に多額の行政需要が見込まれています。

地方を取り巻く環境は予想以上のスピードで変化しており、平成19年度以降も予想される第2弾の三位一体の改革に対処するためにも財源を確保する必要があります。

今後の豊見城市の持続的・自律的な行財政運営の基盤を確立するためには、行財政の構造改革を積極的に推進することが大きな課題となります。

財政収支見通し

【歳入】

(単位：千円)

年度 項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自主財源	5,914,764	6,128,765	6,114,024	6,071,846
市 税	3,645,565	3,966,463	4,195,148	4,433,815
分担金負担金	309,107	309,107	309,107	309,107
使用料手数料	168,323	168,323	168,323	168,323
諸 収 入	1,312,195	1,569,103	1,350,903	1,066,193
そ の 他	479,574	115,769	90,543	94,408
依存財源	10,575,293	9,788,453	10,456,368	7,928,670
国庫支出金	4,335,137	4,272,527	4,910,434	3,164,981
県 支 出 金	1,111,984	803,090	839,558	777,722
地方交付税	3,382,192	3,188,543	3,006,319	2,834,846
市 債	805,603	932,500	1,123,700	590,200
そ の 他	940,377	591,793	576,357	560,921
歳入合計 A	16,490,057	15,917,218	16,570,392	14,000,516

【歳出】

(単位：千円)

年度 項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
義務的経費	7,651,352	7,805,523	7,685,958	7,670,665
人 件 費	2,761,901	2,844,167	2,627,988	2,615,732
扶 助 費	3,526,321	3,635,024	3,734,302	3,799,643
公 債 費	1,363,130	1,326,332	1,323,668	1,255,290
投資的経費	4,616,620	4,442,029	5,098,655	2,499,099
補助事業費	4,206,848	4,222,283	5,062,356	2,476,900
単独事業費	409,462	219,436	35,989	21,889
災害復旧費	310	310	310	310
一般行政経費	4,222,085	4,362,271	4,330,585	4,555,248
物 件 費	1,261,819	1,264,334	1,216,317	1,326,568
繰 出 金	1,385,887	1,472,558	1,488,889	1,603,301
そ の 他	1,574,379	1,625,379	1,625,379	1,625,379
歳出合計 B	16,490,057	16,609,823	17,115,198	14,725,012

【収支】

(単位：千円)

年度 項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入合計 A	16,490,057	15,917,218	16,570,392	14,000,516
歳出合計 B	16,490,057	16,609,823	17,115,198	14,725,012
収支 A - B	0	692,605	544,806	724,496
基金残高	509,297			

【試算の前提】

入	市 税	調定は、過去3カ年の増減率の平均で見込む 徴収率は、基本的に過去3カ年の平均率で見込む
	分担金・負担金	平成18年度と同額で見込む
	使用料・手数料	平成18年度と同額で見込む
	諸 収 入	平成18年度を基準に事業充当負担金等を見込む
	国庫支出金 県支出金	第三次豊見城市総合計画（後期基本計画）により 事業充当分を見込む
	地方交付税	国の平成18年度地方財政計画を参考に、対前年度 5.9%を各年に減じて見込む
	市 債	第三次豊見城市総合計画（後期基本計画）により 事業充当分を見込む 臨時財政対策債は、制度継続として見込み、平成 18年度の対前年比減額分を各年度で減じて見込む
	そ の 他	廃止項目以外は平成18年度と同額程度で見込む
出	人 件 費	職員の退職及び採用状況を考慮して見込む
	扶 助 費	第三次豊見城市総合計画（後期基本計画）により 事業費を見込む
	普通建設事業費	第三次豊見城市総合計画（後期基本計画）により 事業費を見込む
	繰 出 金	ハード事業分は、第三次豊見城市総合計画（後期 基本計画）により事業費を見込み試算 ソフト事業分は、医療費等の負担増を勘案した
	そ の 他	積立金は大量退職の続く平成24年度までの額を前 年度までに積み立てるように見込み、その他は平 成18年度と同様に見込む。

平成18年度は、当初予算ベースで算定する。

基金残高は、財政調整基金と減債基金の合計（平成18年度は4億円の基金繰入を行った）

その他・・・自主財源：財産収入、寄附金、繰入金、繰越金

依存財源：地方譲与税、各種交付金

その他・・・維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、予備費

Ⅲ 基本方針の推進

1. 実感できるサービス満足度の向上

(窓口サービスの充実)

行政の業務は、市民の生活全般に関わる百貨生活全般を有し、「最大のサービス産業」といわれています。このような多種多様な形態を持つ業種は他になく、窓口を訪れる市民個々に応じたきめ細かな窓口サービスが求められます。

特に、窓口サービスは市民と行政の重要な接点であり、その善し悪しで市民の行政に対する評価が大きく左右されます。自然体でさわやかな接遇と市民ニーズに敏感に反応した業務改善、それを可能とする情報共有を柱に、市民満足度の向上が実感できるサービスの提供を目標とします。

2. 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善

(人材育成基本方針の策定)

少子・高齢化、高度情報化、国際化の急激な進展、市民意識の多様化など、行政を取り巻く環境は大きく変わってきています。また、地方分権の進展に伴い、各自治体が自らの権限に基づき、自ら考え、地域の実情に応じた行政をより一層積極的に展開していくことが求められていることから、新たな発想と政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成が急務となっています。

このようなことから、平成17年度は地方公務員法でも義務化された研修の目標、研修に関する計画の指針や基本的な方針を定める「人材育成基本方針」を策定しました。今後は同基本方針に沿って職員採用や異動、昇任、人事評価、給与、研修など人事管理にかかる全てを人材育成の視点で体系的に捉え、それぞれが有機的に連携する人事管理に努め、市民サービスの向上に繋げていきます。

(定員管理の適正化)

本市の職員定数は、平成14年度の市制施行に伴う県からの事務委譲に対応するため、16名の職員増を行ったものの、厳しい財政状況を勘案し平成15年度退職者15名、平成16年度退職者16名を補充せず、定員の抑制に努めてきました。

しかしながら本市の財政状況は、高度化・多様化する市民ニーズへの対応に加え、国の進める三位一体改革で依然として厳しい状況にあることから、これまで以上にスリムで効率的な行政システムが求められ、行政運営の面では、有効性・効率性の一層の向上に努力し、地方公共団体の存在目的である住民福祉の向上を図らなければなりません。そのため、事務事業を効果的・効率的に処理するため、その事業の処理に要する適正な職員数を把握し、かつ適正に配置する定員管理を行うことによって、全体としての定員を抑制し、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応していく必要があります。

このような状況の中、平成19年度から始まる団塊の世代の大量退職を迎えることを踏まえ、定員管理の適正化に向けて平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員適正化計画を策定し市民に公表します。

(給与の適正化)

給与の適正化については、これまで通勤手当や特殊勤務手当の見直し、退職時の特別昇給の廃止、そして平成11年度より管理職手当の一律10%削減を実施してきましたが、平成18年度は管理職手当の削減率を15%に引き上げ、さらなる給与の適正化に努めるとともに人件費の抑制を図っていきます。給与については、市民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められているところから、国における給与制度改革を見据えた新たな給与制度の構築に取り組みます。

(定員・給与等の公表)

定員・給与については、その状況を適時市広報紙に掲載し市民に公表しているところですが、地方公務員法の改正を受け「豊見城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成17年12月に制定しました。今後とも市民に分かりやすいように職員数・給与・勤務時間等の状況を公表していきます。

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

(経費節減等の財政効果)

本市の財政状況は、予算編成時の財源不足を基金の取り崩しで補っている状況であり、今後とも収支改善に取り組むために、平成17年2月に策定した財政健全化計画（実施期間平成16年度～18年度）で定めた具体的項目を継続していきます。

(民間委託等の推進)

本市の民間委託については、これまでも積極的に進めてきましたが、より一層の行政サービスの向上と業務の効率化を図る為、民営化・民間委託・PFI・指定管理者制度等の活用を推進していきます。

公共施設の管理については、全ての施設を指定管理者制度の導入に向けて推進し、指定管理できない施設は、具体的な理由を公表します。

(電子自治体推進計画の策定)

行政の電子化は、市民サービスの向上や情報の共有化、事務の効率化を図る上で必要不可欠なものです。電子自治体の基盤となる全庁ネットワーク化や職員一人一台のパソコンを配備し、事務の効率化・迅速化を図っていきます。また、市民に対しては、地域イントラネットの充実や各課ホームページの開設等により、スピーディーな情報提供と市民サービスの向

上を図ります。

(行政評価システムの導入)

(公共事業再評価の継続実施)

新たな時代の変化に伴い、複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、事務事業については効果や効率性の観点から行政評価システム等を活用し、Plan(計画) Do(実施) Check(検証) Action(見直し)サイクルによる不断の見直しを実施していきます。

また、公共事業の効率的な執行及び透明性の確保を図るため、公共事業評価監視委員会に於いて、専門委員による事業継続の審議を行います。

4. 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり

地方分権の進展による自己決定権の拡大に伴い、市民への説明責任を果たし、議会や市民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ります。また、市政運営に係る情報の共有を進め、市民と行政の役割分担により市政運営のパートナーとして共通目標の達成に取り組めるような環境整備を行います。

(協働のまちづくり推進基本計画の策定)

(情報開示の推進)

(市役所ホームページの内容拡充)

(電子意見箱の設置)

(美化ボランティア制度の導入)

(議会ホームページの充実)

5. 職員一人ひとりの主体的な参加と行動

(気楽にボランティア運動の継続実施)

職員が一人の市民として、行政が担えない地域の課題に取り組み、市民との「協働」の橋渡し役としての役割を担うため、職員一人ひとりがアクションプランへの主体的な参加と、日々の継続的な実践を目標とします。

6. 公営企業の経営健全化

(水道事業の経営健全化)

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が国において策定され、地方公営企業においても経営健全化に積極的に取り組むことが求められており、時代の要請に応えるべく健全で効率的な経営を図る必要があります。そのため、社会経済情勢等の変化を的確に捉え、指定管理者制度などの民間的経営手法を取り入れる等、より一層の経営の健全化を推進するために「中期経営計画」を策定します。

IV 実施計画

Ⅳ 実施計画

1, 実感できるサービス満足度の向上

窓口サービスの充実	→	- 1 -
公共施設の開館時間と休館日の検討	→	- 2 -
「いきいきフレッシュアップ運動」の継続実施	→	- 2 -

2, 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善

人材育成基本方針の策定	→	- 3 -
定員管理の適正化	→	- 3 -
職務の級の格付け見直し	→	- 4 -
現業職給与の総点検及び見直し	→	- 4 -
特殊勤務手当の適正化	→	- 5 -
給与の見直し	→	- 6 -
定員・給与等状況の公表	→	- 7 -

3, 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

人件費等の抑制	→	- 8 -
効率的な財政運営と市有財産の活用	→	- 9 -
財源の確保	→	- 10 -
補助費等の見直し	→	- 12 -
民間委託等の推進	→	- 13 -
職員の非常勤化(嘱託・臨時)	→	- 14 -
指定管理者制度の活用	→	- 15 -
PFI手法の活用	→	- 16 -
電子自治体推進計画の策定	→	- 17 -
行政評価システムの導入	→	- 18 -
公共事業評価の継続実施(再評価)	→	- 19 -

4, 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり

協働のまちづくり推進基本計画の策定	→	- 20 -
情報開示の推進	→	- 21 -
市役所ホームページの内容拡充	→	- 22 -
電子質問箱の設置	→	- 23 -
美化ボランティア制度の導入	→	- 23 -
議会改革の推進	→	- 24 -

5, 職員一人ひとりの主体的な参加と行動

気楽にぼらんていあ運動の継続実施	→	- 25 -
------------------	---	--------

6, 公営企業の経営健全化

地方公営企業の経営健全化(水道)	→	- 26 -
------------------	---	--------

1. 実感できるサービス満足度の向上

推 進 項 目	窓口サービスの充実					所 管 課 課	関 係 課
内 容	各課の窓口業務等において、市民の視点に立った質の高いサービスの提供を行うことを目的とし、特に市民に積極的な声かけ、案内、正確な取次ぎを心がけていきます。						
効 果	申請手続きの簡素化及び業務の効率化を推進することにより、待ち時間の短縮等による市民満足度の向上を図ります。						
平成16年度までの 主な取組状況	各窓口担当課において、改善目標を掲げ、常に市民の視点に立った親しみやすい窓口を心掛けています。						
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
窓口改善目標の提示 及び実施	→					・ 目標設定による市民サービスの向上	
目 標	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
窓口業務の時間延長	→	→				・ 市民の利便性の向上	
目 標	検 討	順次実施	順次実施	順次実施	順次実施	平成18年度より、市民課窓口を平日19時まで延長	
各種手続きの簡素化	→	→				・ 申請様式の見直し及び添付書類の省略化	
目 標	検 討	検 討	随時実施	随時実施	随時実施		
休日の証明書発行 (自動交付機の導入)	→					・ 各種証明書発行サービスの充実	
目 標	検 討	検 討					
総合窓口の設置検討	→					・ 現況の総合庁舎における申請手続手順書の作成	
目 標	検 討 会 の 開 催						

1, 実感できるサービス満足度の向上

推進項目		公共施設の開館時間と休館日の検討					所管課 総括課	関係課
内容		公共施設の開館日・開館時間の設定について、市民ニーズにあった開館時間・休館日に見直しを行い、施設の効率的活用と市民の利便性の向上を図ります。						
効果		公共施設の設置目的をより効果的に達成し、施設の利用拡大と公共施設の活性化が図られ、市民サービスの向上と福祉の増進に寄与します。						
実施事項		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿	
方策								
中央図書館							土・日曜日の開館時間を19時まで延長する	
目標		検討	実施	検討	検討	検討	平日の時間延長を検討する	
わくわく児童館							平日、日曜日の開館時間を延長する。	
目標		検討	検討					
真嘉部コミュニティセンター							平日、日曜日の開館時間を延長する。	
目標		検討	検討					

推進項目		「いきいきフレッシュアップ運動」の継続実施					所管課 総括課	人事課・全課
内容		全職員が一丸となって、活気あふれるフレッシュな市民サービスの向上に取り組み、市民満足度の向上と職員の意識改革を含めた前向きな“しせい”をアピールするため「いきいきフレッシュアップ運動」を継続実施していきます。						
効果		職員の意識改革と市民との協働意識の向上に寄与します。						
実施事項		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿	
方策								
月初めの市長メッセージ							朝礼時の市長メッセージにより、さらに気を引き締めて職務に取り組む。	
目標		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
朝のあいさつ運動							あいさつ運動を推進し、活気溢れる雰囲気作りに努める。	
目標		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
来庁者への一声運動							迅速なサービスの提供を心がける。	
目標		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
5分前行動							行政サービスの円滑な提供	
目標		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
名札はい用の徹底							各職員の意識改革とフレッシュな行政サービスの提供	
目標		継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

2. 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善

推進項目	人材育成基本方針の策定					所管課 総括課	人事課
内容	時代の変化に応じた職員の意識改革・能力開発を行うため、理念や目指すべき職員像などを明らかにし、人材育成の視点から体系的で計画的な人事システムの構築を目的に人材育成基本方針を策定します。						
効果	職員の意識改革及び能力開発による市民サービスの向上を図ります。						
平成16年度までの主な取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針について調査研究を行い、素案を作成しました。 ・職員研修については、これまで県・自治大学校・市町村アカデミーへの派遣研修や沖縄県自治研修所での一般研修及び特別研修等を実施してきました。 						
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿	
						中・長期的な人材育成方針により、計画的に人材育成し、市民サービス向上に寄与する。	
	<p>方 策</p> <p>人材育成基本方針による人事システム</p>						
目 標	方針策定	研修等実施	研修等実施	研修等実施	研修等実施	人材育成方針による体系的な人事管理	

推進項目	定員管理の適正化					所管課 総括課	人事課
内容	本市の事務事業を効果的にしかも効率的に処理するため、その事業の処理に要する適正な職員数を決定し、合理的・効率的な職員配置を行いながら全体としての定員を抑制し、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応する必要があります。このような状況の中、平成19年度から始まる団塊の世代の大量退職を迎えることを踏まえ、計画的な職員の抑制に向けて定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図ります。						
効果	人件費の抑制等を図り、かつ職員の年齢構成偏りを是正します。						
平成16年度までの主な取組状況	本市は、平成14年度に市制施行による事務委譲に対応するため、16名の増員を行いました。平成15年度退職者15名、平成16年度退職者16名を補充せずに、31名の定員の削減を行いました。						
<p><職員採用及び退職者の見込みによる数値目標の設定(公営企業含む)></p> <p>(単位:人・千円)</p>							
	年度当初職員数(4/1採用数再掲)	退職数	年度末職員数	増減累計	人件費削減効果額(累計)		
平成17年度	386 (0)	12	374	-	-		
平成18年度	379 (5)	0	379	7	51,478		
平成19年度	379 (0)	19	360	7	51,478		
平成20年度	368 (8)	10	358	18	132,372		
平成21年度	363 (5)	13	350	23	169,142		
平成22年度	358 (8)	-	-	28	205,912		
期間中の純減	28 7.25% (26)	54	-	28	610,382		
各年度毎の人件費削減効果額は、前年度退職者人数と当該年度の採用人数との増減に対して1人あたりの平均単価7,354千円(平成17年度予算より)を基にした累計である。							

2. 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善

推 進 項 目	職務の級の格付け見直し					所 管 課 総 括 課	人 事 課
内 容	職務の級の格付けについて、地方公務員法が定める職務給の原則及び均衡の原則等、給与決定の原則を踏まえた見直しを実施します。						
効 果	市の給与制度及び運用に対する市民の理解と支持が深まることになり、行政及び行政改革に対する市民の信頼が高まります。						
平成16年度までの 主な取組状況	主幹級が課長級の7級に格付けされていたので、平成17年度に級別標準職務表の見直しを実施しました。						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
級別標準職務表の 見直し						職務給の原則に沿った 給与体系の確立	
目 標	見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
<p>職務給の原則</p> <p>地方公務員法で「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」と定められています。</p>							

推 進 項 目	現業職給与の総点検及び見直し					所 管 課 総 括 課	人 事 課
内 容	現業職(保育所及び給食センターの調理員)の給与については、国に準じ、適正な制度・運用の確立に努めます。						
効 果	本市の給与制度及びその運用に対する市民の理解と支持が深まることになり、行政及び行政改革に対する市民の信頼が高まります。						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
現業職給与の点検 及び見直し						国に準じ、適切な水準 へ改善する。	
目 標		見直し	継続実施	継続実施	継続実施	最高号給への積み 上げの是正	

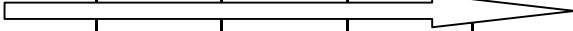
2, 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善

推 進 項 目		特殊勤務手当の適正化		所 管 課 総 括 課	人 事 課
内 容		特殊勤務手当については、平成17年度に大幅な見直しを実施しました。しかし、今後とも国・県・他市町村の状況及び民間給与等と比較しながら、市民に理解が得られるようにその適正化に努めます。			
効 果		給与制度及びその運用に対する市民の理解と支持が深まることになり、行政及び行政改革に対する市民の信頼を高めることに寄与します。			
実 施 事 項		17年度	見 直 し 前	見 直 し 後	
特 殊 勤 務 手 当	農薬散布従事手当	見直し	日額2,000円を支給	廃 止	
	行旅死亡人等取扱手当	継 続	1回につき2,000円を支給	継 続	
	防疫等作業手当	見直し	1回につき2,000円を支給	日額1,000円を支給	
	現金取扱手当	見直し	月額2,000円を支給	廃 止	
	徴 税 手 当	見直し	月額5,000円を支給	日額200円を支給 差押え1件当たり300円 換価処分1件当たり400円	
	税 務 手 当	見直し	月額2,000円を支給	廃 止	
	風水災時勤務手当	継 続	1時間につき700円を支給	継 続	
	消防、救急及び救助業務手当	見直し	月額4,000円を支給	日額200円を支給	
	ボイラー手当	見直し	月額2,000円を支給	廃 止	
	保育所長手当	見直し	月額4,500円を支給	廃 止	
	主任保育士手当	見直し	月額3,500円を支給	廃 止	
	保育士手当	見直し	月額2,500円を支給	廃 止	
	ホームヘルパー手当	見直し	月額3,500円を支給	廃 止	
	不発弾処理手当	見直し	1回につき2,000円を支給	廃 止	
	幼稚園教頭手当	見直し	月額2,000円を支給	廃 止	
保 健 師	見直し	月額5,000円を支給	廃 止		
福祉事務従事手当	見直し	月額5,000円を支給	廃 止		
特殊勤務手当 著しく困難な業務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給される手当。					

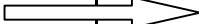
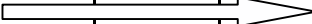

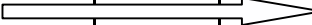
2, 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善

推 進 項 目	給与の見直し					所管課 総括課	人 事 課
内 容	諸手当については、平成17年度に大幅な見直しを実施しました。しかし、今後とも国・県・他市町村の状況及び民間給与等と比較しながら、市民に理解が得られるようにその適正化に努めます。						
効 果	本市の給与制度及びその運用に対する市民の理解と支持が深まることになり、行政及び行政改革に対する市民の信頼を高めることに寄与します。						
平成16年度までの 主な取組状況	・通勤手当 ... 自動車等使用者の距離区分に応じた手当の支給額を国に準じた。 (平成13・14年度実施の効果額累計 23,178千円)						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
高齢層職員の昇給 制度の見直し	⇒	→				国・県に準じて、55歳を昇給停止とした。	
目 標	見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
通勤手当の見直し	⇒	→				国・県に準じて、2km以上を支給対象とした。	
目 標	見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
住居手当の見直し	⇒	→				国・県に準じて、所有住宅に対する支給期間を5年とした。	
目 標	見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
退職時特別昇給廃止	⇒					定年・勸奨退職時の特別昇給を廃止した。	
目 標	廃止						

2, 時代の変化に適切に対応しうる人と組織への体質改善

推 進 項 目	定員・給与等状況の公表					所管課 総括課	人事課
内 容	地方公務員法の改正により、地方公務員の給与等人事行政運営の状況の公表に関する責務規定が設けられ、定員・給与等について積極的に市民に公表していくこととなります。						
効 果	市民が、国や他市町村との比較を行うことにより、市民の理解を得ながら市民との協働のまちづくりが展開できます。						
平成16年度までの 主な取組状況	定員・給与等の状況の公表については、これまで市広報紙で公表を実施していましたが、平成17年12月に制定した「豊見城市給与等人事行政運営の状況の公表に関する条例」に基づき、より市民に解かりやすいように人事行政全般の状況を公表します。						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
条例の制定及び 公表						定員・給与の状況について、市民に解りやすく公表する。	
目 標	条例制定 公表実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	公表の継続的実施	

3, 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	人件費等の抑制					所 管 課 総 括 課	財 政 課
内 容	財政再建にあたっては、補助費や扶助費等の削減、公共事業の見直し・凍結、さらに手数料・使用料等の引き上げなど、あらゆる項目にわたることとなり、市民の皆様にも痛みを伴う厳しい改革を実施せざるを得ません。しかるに、特別職・職員自らも痛みを甘受しなければなりません。 既に改革を実施している全国の4割以上の地方自治体が職員給与の削減を行っており、本市においても総人件費の抑制に取り組みます。						
効 果	経常経費の縮減を図り、一般財源を確保することにより、他の事業へ充当可能になります。						
平成16年度までの 主な取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の給与カット ... 平成11年度から継続して削減中 (これまでの効果額累計 3,876千円) ・管理職手当の引き下げ ... 平成11年度から継続して削減中 (これまでの効果額累計 18,843千円) 						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
特別職給与のカット 市長をはじめとした特別職の給料について、5%削減を行う						・市長、助役、収入役、教育長について、給料削減を実施する。 経常経費の抑制	
効果額(単位:千円)	2,463	2,476	検 討	検 討	検 討	給料 : 5% 期末手当: 3%	
管理職手当の引き下げ						・平成11年度から17年度まで10%削減 ・平成18年度15%削減	
効果額(単位:千円)	2,631	4,014	検 討	検 討	検 討	状況に合わせて検討する	

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	効率的な財政運営と市有財産の活用					所管課 総括課	関係各課
内 容	現状における収支不均衡を解消するとともに、安定・継続した市民サービスを将来にわたって提供していくために、行政基盤を確立することを目指して、効率的で計画的な財政運営がますます重要になっています。徹底した内部経費の削減はもとより、サービスとコストの最適化を図り、歳入を確保していくことを検討する必要があります。						
効 果	限られた行政資源(人、物、金)で最大の効果を発揮し、市民負担の公平性を確保しながら、行政サービス向上を促進します。						
平成16年度までの 主な取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中期財政計画の策定 ... 平成16年度に「財政健全化計画」を策定済み ・包括予算配分システムの導入 ... 平成16年度より実施 ・市有財産の有効活用 ... 職員駐車場の料金改定(平成14年度) 1,500円/月 3,000円/月 						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
中期財政計画の策定 健全な財政運営を行って いくための指針となる 財政計画を策定する	→		→			厳しい財政状況の中、中期的な視点で計画的な財政運営を図りながら行政サービスの向上を図る。	
目 標	実施	実施	検討	検討	検討		
包括配分予算システムの導入 担当部局に予算枠を包括的に 配分し、自主的な予算編成を行う	→					各部局で枠内で自主的な予算編成を行うことにより、庁内分権を図り、かつマネジメント意識の向上に寄与する。	
目 標	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		
市有財産の効率的活用 市有財産の点検を行い、売却・貸付等を含め 有効利用を図る	→					市有財産の有効利用計画の策定や、公共施設内の職員駐車場の有料化による有効利用の促進する。	
目 標	計画の準備 有料化実施済	計画の策定 継続実施	実施 継続実施	継続実施	継続実施		
事業系ごみ処理料金の適正化 事業系ごみ処理料金の改定により、市の負担金 軽減を図る	→					糸満市・豊見城市環境美化センターで処理されるゴミ料金の適正化により、市の組合への負担金を軽減する。	
目 標	実施	継続	継続	継続	継続		

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿
方 策						
作業服貸与の全廃 職員への貸与を廃止	➡					消防を除く職員への作業服貸与を廃止
目 標	廃止					
印刷物等への企業広告導入の拡充 企業広告の導入により、経費削減を図る	➡					市の発行する印刷物やホームページ等、広告可能な媒体を利用した企業広告の導入を拡充する。
目 標	順次実施	順次実施	順次実施	順次実施	順次実施	
庁舎管理経費の削減 光熱水費の縮減や管理委託業務等について見直す	➡					昼食時消灯や空調温度設定等による光熱水費の縮減とともに、清掃委託業務等の見直しにより経費節減を図る。
目 標	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

推 進 項 目	財源の確保					所管課 総括課	関係各課
内 容	本市の財政状況は、恒常的に歳入不足の状況にあります。健全化のため歳出の削減はもちろんのこと、併せて財源の確保に向けた取組が必要です。とりわけ、三位一体の改革の影響等により地方財政が厳しさを増している今日においては更に急務となっており、強力に取り組んでいくことが求められています。						
効 果	平成13年度をピークに毎年度落ち込んでいる税徴収率の向上を図ることにより、財政の健全化を図ります。 また、保育料や下水道料金の見直しや徴収等、各種使用料・手数料等について検証し、財源の確保に取り組むことにより、収支不均衡の解消を図り、行財政基盤を確立していきます。						
平成16年度までの 主な取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の徴収率強化 <ul style="list-style-type: none"> … 徴収嘱託員3名を配置 ・企業誘致の推進 <ul style="list-style-type: none"> … 豊崎地区をはじめとする企業誘致活動強化のため、企業誘致係を設置。 ・学校給食費を私会計へ移行 ・各種証明手数料等の見直し 						
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿	
方 策							
市税の徴収率向上 自主納付意欲の向上や、滞納整理等による徴収率向上を図る	➡					徴収嘱託員を3名配置し、徴収強化を図る。	
目 標 (徴 収 率)	現年課税分 95.5%	現年課税分 95.6%	現年課税分 + 滞納繰越分 90.0%	現年課税分 + 滞納繰越分 90.0%	現年課税分 + 滞納繰越分 90.0%	平成19年度以降、滞納分も含めた徴収率の設定	

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿
方 策						
課税客体の的確な把握と適正な課税 市税に係る課税客体等を的確に把握し、適正な課税に努める	→					<ul style="list-style-type: none"> 三位一体の改革により自主財源の確保が重要になる。 無申告者の実態調査を行い、適正な課税客体の把握に努める。
目 標	調査実施	継 続	継 続	継 続	継 続	
企業誘致の推進 企業立地の優遇措置制度を制定し、地域経済の活性化を図る	→					<ul style="list-style-type: none"> 地域経済の活性化による人口増により、税収入をはじめとした諸効果を見込む。(H16要綱策定済)
目 標	実 施	継 続	継 続	継 続	継 続	
受益者負担の継続的見直し 公共施設の使用料金や手数料等を見直す	→					<ul style="list-style-type: none"> 体育施設等公共施設使用料や証明に係る手数料等、サービスに応じた適正な負担について、定期的な見直しを図る。
目 標	順次見直し	順次見直し	順次見直し	順次見直し	順次見直し	
国民健康保険税の徴収率の向上 国保特別会計の収支バランスを確保し、一般会計からの繰出金を抑制する	→					<ul style="list-style-type: none"> 対象市民の自主納付意欲の向上や納めやすい環境作りを推進するとともに、徴収方法等の工夫・改善に引き続き努め、滞納整理を促進して徴収率向上を図る。
目 標 (徴 収 率)	現年課税分 93.5%	現年課税分 93.5%	現年課税分 + 滞納繰越分 74.6%	現年課税分 + 滞納繰越分 74.9%	現年課税分 + 滞納繰越分 75.2%	平成19年度以降、滞納分も含めた徴収率の設定
公共下水道の接続率向上対策 下水道料金を見直し、かつ接続率の向上を図る	→					<ul style="list-style-type: none"> 未接続世帯への戸別訪問等、普及啓蒙を強化し、接続率向上を図る。 また、下水道料金を3年毎に見直す。
目 標 (接 続 率)	H15未接続可能世帯分 83.0%	H15未接続可能世帯分 84.0%	毎年度接続可能世帯分 80.0%	毎年度接続可能世帯分 81.0%	毎年度接続可能世帯分 82.0%	接続率 = $\frac{\text{接続世帯数}}{\text{接続可能世帯数}}$
上水道の有収率の向上対策 水道事業会計の健全化を図る	→					<ul style="list-style-type: none"> 漏水箇所の早期発見や老朽管の切り替えに努め、有収率の向上を図る。
目 標 (有 収 率)	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	
農業集落排水への接続率向上対策 下水道料金との整合性のある料金設定と併せて、接続率向上を図る	→					<ul style="list-style-type: none"> 接続率が低く、なお一層の普及啓蒙が必要である。 また、財政健全化に向けて料金改定を行っていく。
目 標 (接 続 率)	68.4%	81.3%	81.3%	81.3%	81.3%	

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿
方 策						
幼稚園保育料の徴収率の向上 督促状発送、電話催告及び戸別訪問等随時滞納整理を行う	→					平成14年度分徴収率は96.9%に留まっており、滞納整理による徴収率向上を図る。
目 標 (徴 収 率)	現年課税分 99.0%	現年課税分 99.0%	現年課税分 + 滞納繰越分 93.0%	現年課税分 + 滞納繰越分 94.0%	現年課税分 + 滞納繰越分 95.0%	平成19年度以降、滞納分も含めた徴収率の設定
保育所保育料の徴収 督促状発送、電話催告及び戸別訪問等随時滞納整理を行う	→					平成14年度分徴収率は98.7%に留まっており、滞納整理による徴収率向上を図る。
目 標 (徴 収 率)	現年課税分 99.0%	現年課税分 99.0%	現年課税分 + 滞納繰越分 94.8%	現年課税分 + 滞納繰越分 96.5%	現年課税分 + 滞納繰越分 96.5%	平成19年度以降、滞納分も含めた徴収率の設定

推 進 項 目	補助費等の見直し	所管課 総括課	財 政 課			
内 容	補助金等については、社会情勢の変化に応じて存続する意義の薄れたもの、補助効果・役割が乏しいものなどについて再点検し、適正化を図る必要があります。					
効 果	初期の目的を達成し、社会的ニーズの薄れている負担金・補助金、参加する意義の薄れている団体負担金、社会通念上、過剰とも思われる高度なサービスで、個人や団体が負担することが適当な補助金、国・県補助金と類似している場合や上乗せの補助金、投資に見合った成果・効果を得ていない補助事業、単に自己負担を軽減するだけの補助金等、これらの視点による見直しにより、納税者の立場に立ち、従来のサービスと負担のあり方を再検証し、より適正な補助金制度が行われることに寄与します。					
平成16年度までの 主な取組状況	・これまでの行政改革における補助金等の削減により、見直し・廃止を行いました。					
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿
方 策						
補助金等の見直し 役割や効果を精査し、廃止や統合、削減を検討する	→					補助金等の役割や効果を精査し、基本的な施策を維持していく。
目 標	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	民間委託等の推進					所 管 課 総 括 課	政 策 管 理 室
内 容	<p>本市においては、従来から委託による業務推進を強く進めてきました。その内容は、単純業務から高度の専門性を有する業務にまでおよび金額、件数と拡大の一途を辿っています。</p> <p>委託の判断基準としては、市民サービスの向上、経費の節減、業務の効率化、専門的知識や技術の活用、行政責任の確保等が示されており、今後とも基準に合致した業務については検証し推進します。</p>						
効 果	<p>民間に委ねることによって、質の向上や経費の節減など効率的な業務執行が図られ、自治体経営の基本である「最小の経費で、最大の効果」を達成することが出来ます。</p>						
平成16年度までの 主な取組状況		委 託 内 容				委 託 済 み	金 額 (千 円)
	1	施設等の保守管理業務 保守点検、警備、清掃等 (公共施設における施設管理全般、点検業務は委託済み)				68 件	95,343
	2	事務、作業的な業務 ごみ収集、役務的業務等 (ごみの収集運搬、プール管理、用務員等委託済み)				47 件	170,423
	3	調査研究、検査業務 コンサルや特殊技術業務等 (不動産鑑定、環境調査、文化財調査等委託済み)				22 件	26,348
	4	運転業務 マイクロバスの運転業務 (学校行事、機能訓練等の運転業務について委託済み)				3 件	1,446
	5	相談業務 法律相談等 (訴訟等弁護、無料法律相談について委託済み)				2 件	1,400
	6	電算関係 コンピューターシステム、保守管理等 (税、住民情報、人事給与、財務等各種システム等、委託済み)				95 件	67,127
	7	施設関係業務 福祉、保健、医療等 (健康診断、配食サービス、ホームヘルプ事業等委託済み)				85 件	67,127
	8	建設業関係 設計、測量等 (建築土木測量、設計等について委託済み)				23 件	184,244
	9	維持補修業務 市道の除草、清掃等 (市道、農道にかかる維持管理業務全般について委託済み)				4 件	7,600
	合 計					349 件	621,058
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
委 託 基 準 に 沿 っ て 、 委 託 件 数 ・ 金 額 の 拡 大 を 図 る 。						<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員定数の減 ・ 全体に占める割合が増加した状態 	
目 標	件数・金額の増	継続検討	継続検討	継続検討	継続検討		
アウツソーシング推進 計画の策定						<p>計画に基づいたアウトソーシングの推進により、「小さな自治体」を構築する。</p>	
目 標		策 定	計 画 推 進	継 続	継 続		

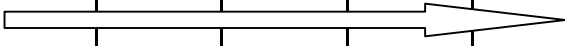
3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	職員の非常勤化(嘱託・臨時)	所管課 総括課	政策管理室										
内 容	<p>本市の嘱託職員及び臨時職員の配置については、常勤職員定数削減と比例して、年々増加の一途を辿って来ました。今後とも常勤職員でなければならない職種を検証し、嘱託職員・臨時職員の拡大を図ります。そのため常勤職員は、公権力の行使にあたるなど法令等で行政機関が直接実施することが定められている業務、政策立案、内部管理など行政本来の業務、公正性、公平性の確保が行政以外では実施が困難な業務、について担っていきます。</p> <p>しかし、在職する職員との兼ね合いもあり、実施に当たっては、退職、採用、業務見直し等のバランスに配慮しつつ非常勤化を推進します。</p>												
効 果	<p>市財政がますます厳しくなる中において、非常勤化を進めることによって、一定の行政サービスを維持することが出来ます。</p>												
平成16年度までの 主な取組状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ccccff;">平成16年度の状況 < 合計 ></td> <td style="text-align: right;">173人</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffcccc;">・ 嘱託職員</td> <td style="text-align: right;">68人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市長秘書、市長運転手、保育士・調理人、児童館厚生員、国保税徴収員、レセプト点検、図書館司書、市史・議会史編集員、市税徴収員</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ccffff;">・ 臨時職員</td> <td style="text-align: right;">105人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案内窓口、窓口業務(市民課、税務課、納税課)、保育士・用務員(退職者不補充)、幼稚園教諭(退職者不補充、預かり保育)、図書館司書、学校事務(全校)、給食センター調理人(退職者不補充)</td> </tr> </table>			平成16年度の状況 < 合計 >	173人	・ 嘱託職員	68人	市長秘書、市長運転手、保育士・調理人、児童館厚生員、国保税徴収員、レセプト点検、図書館司書、市史・議会史編集員、市税徴収員		・ 臨時職員	105人	案内窓口、窓口業務(市民課、税務課、納税課)、保育士・用務員(退職者不補充)、幼稚園教諭(退職者不補充、預かり保育)、図書館司書、学校事務(全校)、給食センター調理人(退職者不補充)	
平成16年度の状況 < 合計 >	173人												
・ 嘱託職員	68人												
市長秘書、市長運転手、保育士・調理人、児童館厚生員、国保税徴収員、レセプト点検、図書館司書、市史・議会史編集員、市税徴収員													
・ 臨時職員	105人												
案内窓口、窓口業務(市民課、税務課、納税課)、保育士・用務員(退職者不補充)、幼稚園教諭(退職者不補充、預かり保育)、図書館司書、学校事務(全校)、給食センター調理人(退職者不補充)													
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿							
方 策													
職員の非常勤化 嘱託職員						<ul style="list-style-type: none"> 職員定数の減 職員に占める割合が増加した状態 							
目 標	業務範囲の拡大 嘱託職員の増												
職員の非常勤化 臨時職員						<ul style="list-style-type: none"> 職員定数の減 職員に占める割合が増加した状態 							
目 標	業務範囲の拡大 嘱託職員の増												

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	指定管理者制度の活用					所 管 課 総 括 課	管財検査課 政策管理室	
内 容	<p>公の施設の管理については、これまで管理委託の範囲を公共的団体に限定していましたが、自治法の改正により、広く民間業者においても公共サービスを担うことが出来るようになりました。また、猶予期間が終了する平成18年9月までには、これまで委託していた公共施設も「直営」か、あるいは「指定管理」かを選択することとなっています。</p> <p>本市においては、このような自治法の改正を好機と捉え、民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、積極的に指定管理者制度の導入を推進します。</p>							
効 果	<p>公の施設に、民間の経営手法やノウハウを活用し、多様化する市民ニーズに応えると共に利用者のサービスや事業内容を向上させ、併せて経費の削減を図ります。</p>							
平成16年度までの 主な取組状況	<p>平成17年 8月 指定管理者制度に関する運用指針を策定 12月 施設管理・当面の方針を決定</p>							
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿		
方 策	< は指定管理者制度実施 >							
<p><施 設 名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空の駅瀬長島物産センター ・豊見城団地改良住宅 ・共同利用施設及びコミュニティ供用施設(13件) ・与根漁港 ・瀬長船溜場 ・座安集落センター ・饒波改善センター ・精神福祉作業所 ・知的福祉作業所 ・コンタクトセンター ・瀬長島野球場、与根屋外運動場、サッカー場 ・真嘉部コミュニティセンター ・わくわく児童館 ・豊崎総合公園 						<ul style="list-style-type: none"> ・「サービスが向上した」という市民の声 ・運営経費が減ること。 		
<p><直営する公共施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊見城総合公園 ・その他 都市公園 ・豊見城市立中央公民館 ・豊見城市立中央図書館 ・豊見城市立保健センター ・長嶺保育所 ・平良、上田、座安保育所 			廃 止			<ul style="list-style-type: none"> 美化ボランティアを活用 美化ボランティアを活用 非常勤化を推進 非常勤化を推進 市民と協働による運営 行政改革の中で、今後の方針を決定する。 		
<p><その他の施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食センター 						<ul style="list-style-type: none"> 非常勤化を推進 		

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	PFI手法の活用					所管課 総括課	政策管理室								
内 容	<p>住民ニーズが多様化、高度化する中で行政の守備範囲が拡大し、併せてバブル崩壊に伴う景気の後退を受け、今国や地方自治体は、厳しい財政危機に直面しています。その改革手法の一つとして、PFIが注目されるようになりました。</p> <p>PFIは、設計、建設工事、維持管理、施設の運営まで一括して発注し、民間業者のノウハウと市場原理を基本としつつも価格競争とサービス内容を対象とする性能発注となっており、本市が今後予定する大型事業に対しても有効な手法であることから、調査・研究を推進する必要があります。</p>														
効 果	<p>PFIの最大の効果は、事業費コスト・運営費コストの縮減にあります。事業導入に当たっては、事前にVFMが得られるかどうかを検証することが求められています。</p> <p>注：VFMとは 「費用対効果」 一定の支払いに対して最も高いサービスを提供すること。</p>														
平成16年度までの 主な取組状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00FFFF;">年 度</th> <th style="background-color: #FFB6C1;">取 組 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00FFFF;">平成14年度</td> <td>庁舎建設事業PFIのため、先進地を視察。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00FFFF;">平成15年度</td> <td>学校建設事業PFIのため、企画調整課と教育総務課で勉強会を開催。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00FFFF;">平成16年度</td> <td>政策管理室内で、資料収集を進める。</td> </tr> </tbody> </table>							年 度	取 組 状 況	平成14年度	庁舎建設事業PFIのため、先進地を視察。	平成15年度	学校建設事業PFIのため、企画調整課と教育総務課で勉強会を開催。	平成16年度	政策管理室内で、資料収集を進める。
年 度	取 組 状 況														
平成14年度	庁舎建設事業PFIのため、先進地を視察。														
平成15年度	学校建設事業PFIのため、企画調整課と教育総務課で勉強会を開催。														
平成16年度	政策管理室内で、資料収集を進める。														
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿									
方 策															
PFI手法の適切な 活用、調査・研究						<ul style="list-style-type: none"> ・ PFIに関する基礎知識が事業担当者に浸透した状態 ・ 事業手法の一つとしてPFIが議論できる状態 									
目 標	VFMが期待できる事業については、PFI手法の導入を検討できる状態														

3. 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	電子自治体推進計画の策定	所管課 総括課	企画情報室										
内 容	<p>世界一のIT国家を掲げた「e-Japan戦略」が、平成13年1月に決定されました。</p> <p>本市においても、国が定めた全国展開のシステムや多くの業務改善を目的としたシステムの導入に積極的に取り組み、基盤整備については、一定整備されつつあります。</p> <p>しかし、IT化本来の目的である「ITを活用して、業務の流れを抜本的に変え、業務の効率化や市民サービスの向上を実現する。」には、至っていないのが現状です。そこで、ITを業務効率化の有効な道具として、戦略的に再構築するため電子自治体推進計画を策定します。</p>												
効 果	<p>既に所有しているIT資産を最大限まで活用し、ITを業務改善の道具として、コスト意識やスピード感覚を取り入れ、情報の共有化という説明責任を果たしつつ、組織の簡素化と市民サービスの向上を達成します。併せて、電子自治体を進める上で、今後必要な施策を明確にします。</p>												
平成16年度までの 主な取組状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffccff;"> <th style="width: 20%;">年 度</th> <th style="width: 80%;">取 組 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ccffff;">平成12年度</td> <td>・庁内LANの整備、インターネット接続</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ccffff;">平成14年度</td> <td>・「地域イントラネット基盤整備事業」の導入 市役所庁舎と各公共施設を光ファイバーで接続 各小中学校のコンピューター教室にパソコン40台設置 図書館情報システムを構築</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ccffff;">平成16年度</td> <td>・情報セキュリティポリシーを作成 ・職員1人1台のパソコン配置済み</td> </tr> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>・住民基本台帳ネットワーク、総合行政ネットワーク、個人認証基盤の整備 済み ・住民基本台帳、税情報、固定GISの整備、財務会計システム 国保、福祉、教育等に関連する個別システムは整備済み</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	取 組 状 況	平成12年度	・庁内LANの整備、インターネット接続	平成14年度	・「地域イントラネット基盤整備事業」の導入 市役所庁舎と各公共施設を光ファイバーで接続 各小中学校のコンピューター教室にパソコン40台設置 図書館情報システムを構築	平成16年度	・情報セキュリティポリシーを作成 ・職員1人1台のパソコン配置済み	そ の 他	・住民基本台帳ネットワーク、総合行政ネットワーク、個人認証基盤の整備 済み ・住民基本台帳、税情報、固定GISの整備、財務会計システム 国保、福祉、教育等に関連する個別システムは整備済み
年 度	取 組 状 況												
平成12年度	・庁内LANの整備、インターネット接続												
平成14年度	・「地域イントラネット基盤整備事業」の導入 市役所庁舎と各公共施設を光ファイバーで接続 各小中学校のコンピューター教室にパソコン40台設置 図書館情報システムを構築												
平成16年度	・情報セキュリティポリシーを作成 ・職員1人1台のパソコン配置済み												
そ の 他	・住民基本台帳ネットワーク、総合行政ネットワーク、個人認証基盤の整備 済み ・住民基本台帳、税情報、固定GISの整備、財務会計システム 国保、福祉、教育等に関連する個別システムは整備済み												
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿							
方 策													
電子自治体推進計画の策定						・IT資産の有効活用 ・業務の効率化と組織の簡素化							
目 標	策 定	計 画 の 推 進	計 画 の 推 進	計 画 の 推 進	計 画 の 推 進								
職員一人一台のパソコンの整備						・情報の共有による 庁内LANの活用							
目 標	継 続 実 施	継 続 実 施	継 続 実 施	継 続 実 施	継 続 実 施	業 務 の IT 化							

3, 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	行政評価システムの導入					所 管 課 総 括 課	政 策 管 理 室
内 容	<p>行政が行っている事業について、目的を明らかにしながら費用に対する成果を評価・分析し、常に改善に結びつける経営改革の手法で、総合計画の体系に基づいて、政策・施策・事業の3つの層に区分され、各層毎に評価を実施するものです。</p> <p>本市においては、平成16年度から事業評価に着手し、平成20年度には施策評価へのステップアップを目指します。また、Plan-Do-Check-ActionというマネジメントサイクルのCheku-Actionに相当する行政評価を活用して、具体的に事務事業の再編・整理、廃止・統合を進めていくとともに、市民への説明責任を果たしていくこととなります。</p>						
効 果	<p>行政評価を活用することによって、限られた資源(人材、物質、財源、時間)の有効活用、成果重視の行政経営、市民への説明責任と情報の共有、事業のスクラップエンドビルド、職員の意識改革を行い、事務事業の整理合理化を進めるとともに、スリムで効率的な業政体系を構築していきます。</p>						
平成16年度までの 主な取組状況	<p>平成15年度 豊見城市行政評価研究会を発足し、3回の研究会を開催、事業評価の導入に向けた調査・研究を行ったうえで豊見城市事業評価実施を決定。 平成16年度(15年度実施事業分) 162事業について、一次評価(主管課)・二次評価(企画部)を試行実施。</p>						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
事業評価 一次評価(主管課) 二次評価(企画部) 50万円以上の事業や 国・県補助事業全てを 対象に評価を行う						<ul style="list-style-type: none"> 様式に沿って、もれなく記載できる。 成果目標を示すことができる。 改善策を提起できる。 実績等に基づいた客観的な評価ができる。 	
目 標	223事業					毎年該当全事業を評価していく	
事業評価 三次評価(外部委員) 評価の公開 市民意見の聴取						<ul style="list-style-type: none"> 専門的かつ市民の目線で評価出来る。 ホームページで公開 市民意見の反映 	
目 標 (事 業)	18	30	30	30	30	二次評価でC(廃止)事業は全て評価する	
施策の評価 施策の体系に基づく各 部長による評価						施策の目標値に対する実績を把握し、達成状況を踏まえた評価が実施できる。	
目 標				実 施	実 施	一部の施策	
事業評価・施策の評 価の活用 事業の統廃合等、評価 結果を確実に反映させ る						実施計画や予算編成にあたって、評価結果をふまえた事業とすることができる。	
目 標	見直し 実施	見直し 実施	見直し 実施	見直し 実施	見直し 実施		

3, 選択と集中で効率的・効果的な自治体経営

推 進 項 目	公共事業評価の継続実施(再評価)					所 管 課 総 括 課	建設部・経済部 水道部
内 容	<p>公共事業における再評価とは、事業採択後一定期間を経過しているにも関わらず未着工である事業や、事業採択後長時間経過している事業を対象として、事業継続の意義や必要性があるのかどうかを改めて検証し、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当であるかを専門委員の意見を踏まえて結論を導き出し、その課程を公表して透明性を高めることを目的とします。</p>						
効 果	<p>これまで公共事業は、いったん着手すると何年かかるかと完成まで事業は進められてきました。その結果、時間の経過による社会情勢の変化に対応することが出来ず、多額の予算を投入したにもかかわらず、当初見込んだ成果が得られない事例が見受けられることとなりました。</p> <p>そこで、再評価制度を実施することにより、このような不合理な状況を改善することに寄与します。</p>						
平成16年度までの 主な取組状況	<p>< 平成16年度 > 豊見城市公共事業評価監視委員会規則 公布 公共事業評価監視委員会を開催 ... 再評価の実施</p>						
実 施 事 項 方 策 豊見城市公共事業再 評価の実施 実施要綱に定める監 視委員会の開催等 目 標	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
						公共事業再評価実施要 綱を遵守し、適宜公共事業 評価監視委員会の開催に より、その結論に従った対 応ができる。	
	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続		

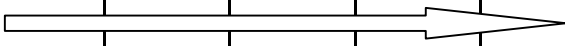
4, 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり

推 進 項 目	協働のまちづくり推進基本計画の策定					所管課 総括課	企画情報室				
内 容	<p>これまで、行政サービスの全てを行政が担い、サービスに要する経費は年々増加の一途を辿り、併せてバブル崩壊以降各自治体は、厳しい財政危機に直面することになりました。このような問題を解決するため、自治の原点に立ち返り、行政の守備範囲を見直し、市民が自主的主体的に地域づくりを進めることが近年求められています。</p> <p>本市においては、市行政と市民との役割分担や責任など必要事項を整理し、自治会、ボランティア団体、NPOを支援する新たな仕組み作りなど、今後の方針を定めていきます。</p>										
効 果	<p>財政が厳しくなる中、多様な市民ニーズに応えるため、人的資源を含めた地域資源を活用し、地域の課題を市民自ら解決に取り組むことによって、住民自治が機能するまちづくりが達成されます。</p>										
平成16年度までの 主な取組状況	<p>< 平成15年度取組状況 ></p> <table border="1" data-bbox="596 1010 1417 1503"> <tr> <td data-bbox="596 1010 818 1256">「まちづくり支援事業」スタート</td> <td data-bbox="818 1010 1417 1256">3人以上で組織する市民団体が、まちづくりに関連する事業を自主的に計画、実施する事業に対し、支援する事業 (10万円、20万円、30万円コース)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 1256 818 1503">「ボランティア事業」の推進</td> <td data-bbox="818 1256 1417 1503">事業主体：市社会福祉協議会 市内にある保育園、小学校、中学校、高校をボランティア団体として指定・登録を行い、ボランティアネットワークを形成し、活動を行っている</td> </tr> </table>							「まちづくり支援事業」スタート	3人以上で組織する市民団体が、まちづくりに関連する事業を自主的に計画、実施する事業に対し、支援する事業 (10万円、20万円、30万円コース)	「ボランティア事業」の推進	事業主体：市社会福祉協議会 市内にある保育園、小学校、中学校、高校をボランティア団体として指定・登録を行い、ボランティアネットワークを形成し、活動を行っている
「まちづくり支援事業」スタート	3人以上で組織する市民団体が、まちづくりに関連する事業を自主的に計画、実施する事業に対し、支援する事業 (10万円、20万円、30万円コース)										
「ボランティア事業」の推進	事業主体：市社会福祉協議会 市内にある保育園、小学校、中学校、高校をボランティア団体として指定・登録を行い、ボランティアネットワークを形成し、活動を行っている										
<table border="1" data-bbox="204 1570 533 2112"> <tr> <th data-bbox="204 1570 533 1630">実施事項</th> </tr> <tr> <th data-bbox="204 1630 533 1682">方 策</th> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1682 533 2011"> 協働のまちづくり推進 基本計画を策定し、具体的に協働を促進する </td> </tr> <tr> <th data-bbox="204 2011 533 2112">目 標</th> </tr> </table>	実施事項	方 策	協働のまちづくり推進 基本計画を策定し、具体的に協働を促進する	目 標	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿 ・ ボランティア団体、NPOなど、まちづくり団体が増加する ・ 市行政の守備範囲の縮小により、市民団体が実施する事業が増加する	
実施事項											
方 策											
協働のまちづくり推進 基本計画を策定し、具体的に協働を促進する											
目 標											
	調査 研究	策 定	実 施	実 施	実 施	協働のまちづくり					

4, 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり

推 進 項 目	情報開示の推進					所管課 総括課	総務課 財政課 政策管理室
内 容	各課のホームページの開設と連携した情報開示の指針を策定し、行政情報の共有化を図り、透明性の高い行政運営を行います。						
効 果	地方分権社会の推進や景気低迷による厳しい財政状況など、地方を取り巻く環境は著しく変化しています。特に、自己決定、自己責任の拡大に伴って、市民への説明責任を果たすことがますます重要となっており、積極的な情報発信によって、行政運営の透明性を確保していくこととなります。						
平成16年度までの 主な取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年3月31日 ... 行政手続条例 施行 ・ 平成14年9月17日 ... 情報公開及び個人情報保護に関する条例 施行 ・ 平成15年6月 ... “私たちの生活とよさん” 発刊 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 事業の内容をわかりやすく説明し、予算の使い道を明らかにした解説書を毎年度発刊している。 </div> ・ 平成18年2月 ... 平成17年度 事業評価(平成16年度事業)を市ホームページにて公開 						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
情報開示指針の策定		→				・ 市の行政情報が容易に入手できる状態 (個人情報を除く)	
私たちの生活とよさん 発刊	→						
事務事業評価の公開	→						
目 標	公 開	策 定 公 開	公 開	公 開	公 開		

4, 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり

推 進 項 目	市役所ホームページの内容拡充					所 管 課 総 括 課	全 課								
内 容	市が所管する業務は多岐にわたるため、市民に必要な情報をわかりやすく、新しい情報を常に発信し続ける必要があります。情報発信の源である主管課が、課毎に独自のホームページ(サイト)を開設することにより、迅速な情報提供を行うことを目的とします。														
効 果	市民に、より充実した行政情報を提供することが出来ます。積極的な行政情報の発信によって、市民サービスの向上、市と市民との連携など、市に対する信頼感が高まります。														
平成16年度までの 主な取組状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00FFFF;">年 度</th> <th style="background-color: #FF69B4;">取 組 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00FFFF;">平成12年度</td> <td>「地域インターネット導入促進事業」の導入により、市のホームページを開設する。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00FFFF;">平成14年度</td> <td>「地域イントラネット基盤整備事業」の導入により、小・中学校、図書館等を光ファイバーで接続し、マルチメディア授業や図書館情報システムの整備等による市民サービス向上を図った。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00FFFF;">平成16年度</td> <td>各課ホームページを開設するよう調整した。 合計15課が開設し、全体の44%を達成した。</td> </tr> </tbody> </table>							年 度	取 組 状 況	平成12年度	「地域インターネット導入促進事業」の導入により、市のホームページを開設する。	平成14年度	「地域イントラネット基盤整備事業」の導入により、小・中学校、図書館等を光ファイバーで接続し、マルチメディア授業や図書館情報システムの整備等による市民サービス向上を図った。	平成16年度	各課ホームページを開設するよう調整した。 合計15課が開設し、全体の44%を達成した。
年 度	取 組 状 況														
平成12年度	「地域インターネット導入促進事業」の導入により、市のホームページを開設する。														
平成14年度	「地域イントラネット基盤整備事業」の導入により、小・中学校、図書館等を光ファイバーで接続し、マルチメディア授業や図書館情報システムの整備等による市民サービス向上を図った。														
平成16年度	各課ホームページを開設するよう調整した。 合計15課が開設し、全体の44%を達成した。														
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿									
方 策						<ul style="list-style-type: none"> ・ 全課ホームページを開設 ・ 適宜更新が行われ、新しい情報を発信出来る。 									
市役所ホームページの内容拡充 豊見城市のホームページへ、各課の情報を掲載する															
目 標	全課の 75%開設	全 課	1 0 0 %	開 設	内 容 充 実			市民が新しい情報を 享受できる状態							

4. 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり

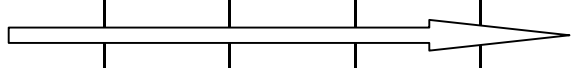
推進項目	電子意見箱の設置					所管課 総括課	総務課
内容	時間や場所に制限されないインターネットの利点を生かして、市政への意見、提言、質問、相談等について、市長が責任を持って回答し、その意見や回答を市のホームページで公開します。						
効果	“しせい改革アクションプラン”の基本方針の一つである「市民の声がスムーズに流れる回路づくり」が達成され、併せて市民の意見をデータベース化することによって、市民ニーズを把握し、政策樹立の基礎資料として活用することが出来ます。						
平成16年度までの主な取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月1日 豊見城市電子意見箱の設置及び運営に関する要綱 施行 						
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿	
方策						<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見や相談等について、迅速な対応を行う。 	
電子意見箱の設置							
目標	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

推進項目	美化ボランティア制度の導入					所管課 総括課	建設部
内容	<p>これまでも多くの市民が、自主的に道路、公園等の清掃に関わってきました。このような状況をもう一步進めると共に、市とボランティアの役割を明確に位置づけるため、平成17年7月「環境美化ボランティア活動支援要綱」を施行しました。</p> <p>今後は、この要綱に沿って、市民ボランティアの安全と活動支援を進めるとともに、協働のまちづくりを推進していきます。</p>						
効果	<p>市民自ら道路や公園を管理することによって愛着が生まれ、公共施設を大切に作る気風が地域全体へと波及していきます。併せて、市の管理が行き届かない部分を市民が埋めることによって、市民自身が質の高いサービスを享受できます。</p> <p>このような活動を通して、市と市民の信頼関係が確立され、協働のまちづくりが醸成・推進されていきます。</p>						
平成16年度までの主な取組状況	<p>都市計画課 児童公園等を自治会へ管理委託（6箇所）</p> <p>道路課 市道及び生活道の補修を自治会や市民自ら実施する事業に対し、原材料の支給、機械のリース料を補助する。</p>						
実施事項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標達成の姿	
方策						<ul style="list-style-type: none"> 総合公園、地区公園等を除く公園が、ボランティアによって管理される。 地域と密接な関係を持つ市道(生活道)が地域で管理される。 	
環境美化ボランティア制度の導入 公共施設を市民自ら管理し、それを行政がサポートする制度							
目標（実施件数）	10件	82件	100件	100件	100件		


4. 情報の共有から始まる「信頼と協働」のまちづくり

推 進 項 目	議会改革の推進					所管課 総括課	議会事務局								
内 容	<p>地方分権の進展に伴い、議会の果たす役割がますます重要となっています。一方市民の目からは、議会や議員活動がわかりにくい状況にあることから、自ら積極的に公開し、透明性を高め、市民への説明責任を果たすことが求められています。その方法として、従来から実施している議会だよりに、議会のホームページや会議録検索システムを加え、さらなる議会の透明性を確保していく必要があります。</p>														
効 果	<p>正確な情報発信によって、市民からの信頼が高まると共に、有権者として選択肢が広がります。</p>														
平成16年度までの 主な取組状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #FFC0CB;"> <th style="width: 15%;">年 度</th> <th style="width: 85%;">取 組 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成13年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市制施行に当たって、定数・報酬等の特別委員会を設置 …地方自治法では人口5万人の議員定数は、30人となっているが、減数6名とし、現状の24名とする。 …報酬については、県内市で一番低い市の報酬に近づけることとし、段階的な調整が望ましい。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成15年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 豊見城市議会 ホームページを開設 …議員名簿、議会のしくみ、議会の傍聴、議会史の紹介、議員の報酬等について公開 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成16年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 会議録検索システムを稼働 …定例議会、臨時議会で審議された議案について、審議内容を記載した会議録を公開 </td> </tr> </tbody> </table>						年 度	取 組 状 況	平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 市制施行に当たって、定数・報酬等の特別委員会を設置 …地方自治法では人口5万人の議員定数は、30人となっているが、減数6名とし、現状の24名とする。 …報酬については、県内市で一番低い市の報酬に近づけることとし、段階的な調整が望ましい。 	平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 豊見城市議会 ホームページを開設 …議員名簿、議会のしくみ、議会の傍聴、議会史の紹介、議員の報酬等について公開 	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 会議録検索システムを稼働 …定例議会、臨時議会で審議された議案について、審議内容を記載した会議録を公開 	
年 度	取 組 状 況														
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 市制施行に当たって、定数・報酬等の特別委員会を設置 …地方自治法では人口5万人の議員定数は、30人となっているが、減数6名とし、現状の24名とする。 …報酬については、県内市で一番低い市の報酬に近づけることとし、段階的な調整が望ましい。 														
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 豊見城市議会 ホームページを開設 …議員名簿、議会のしくみ、議会の傍聴、議会史の紹介、議員の報酬等について公開 														
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 会議録検索システムを稼働 …定例議会、臨時議会で審議された議案について、審議内容を記載した会議録を公開 														
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿									
方 策						<p>常に新しい議会情報が公開される。</p>									
<p>議会改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実 ・会議録検索システムの稼働 															
目 標	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続										

5. 職員一人ひとりの主体的な参加と行動

推 進 項 目	気楽にぼらんていあ運動の継続実施					所管課 総括課	人 事 課
内 容	<p>市職員が一人の市民として、行政が担えない地域の課題に取り組み、市民との「協働」の橋渡し役としての役割を担うため、「気楽にぼらんていあ運動」を継続実施します。</p> <p>なお、活動は休日に行われることや一定の成果を上げるには長期的な取り組みが必要とされることから、無理のない活動を前提としています。</p>						
効 果	<p>職員が率先して地域づくりに取り組むことによって、職員と市民の意識改革と信頼関係の構築が期待され、協働のまちづくりが推進されます。</p>						
平成16年度までの 主な取組状況	<p>平成16年度 気楽にぼらんていあ運動をスタート 2回実施</p>						
実施事項 方 策	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
気楽にボランティア 運動の実施						市民と市職員の意識 改革とともに、協働のま ちづくりを推進する	
目 標 (実 施 回 数)	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上	6回以上実施を目標とする	

⑥ 公営企業の経営健全化

推 進 項 目	地方公営企業の経営健全化(水道)					所 管 課 総 括 課	水 道 部
内 容	<p>平成17年3月29日「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が決定し、併せて全市町村が集中改革プランの策定に取り組むことになりました。</p> <p>この集中改革プランの策定項目と整合性を図るため、平成17年8月25日「地方公営企業の経営の総点検について」の一部改正が行われました。具体的な内容は、経営改革の取り組み、定員管理の適正化、給与の適正化、経費節減等の財政効果について記載し、平成17年度から平成21年度を期間とする「中期経営計画」を策定することでした。</p> <p>本市においては、この「中期経営計画」を策定し、公営企業を含めた集中改革プランの目標達成を目指します。</p>						
効 果	<p>本市水道事業の経営状況は、引き続き厳しい状況にあり、適切かつ効率的な事業運営の観点から、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組み、引き続き水の安定供給、安全で美味しい水の確保に努め、市民の生活基盤の確立を図っていきます。</p>						
平成16年度までの 主な取組状況	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道メーター検針 ・時間外の緊急受付、対応業務 ・給料の適正化 <p style="text-align: right;">委託済み(昭和52年) 委託済み(平成15年) 一般会計と同じ改正済み</p>						
実 施 事 項	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目 標 達 成 の 姿	
方 策							
中期経営計画 5カ年中期計画を 策定する						<p>水の安定供給に向けて、経営基盤を強化し、具体的な数値目標による計画的な事業運営を行う。</p>	
目 標		策 定	実 施	実 施	実 施		